

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年11月21日午後1時00分～午後6時15分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 南警察署別館の完成について

狭隘化等により、平成29年9月から建設工事を行っていた南警察署別館が本年11月30日に完成し、同12月17日から供用を開始する予定である旨の報告があった。

(2) 銃砲刀剣類の一斉検査の実施について

銃砲刀剣類所持許可者に対して保管管理を徹底させ、許可銃砲等を使用した事件・事故及び許可銃砲等の盗難、紛失等事案の未然防止を図るため、平成31年1月15日から2月28日までの間、銃砲刀剣類の一斉検査を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 人命に関わる重大な事件事故を未然に防止するためにも、確実な検査をお願いしたい。

(3) 海外輸出を伴う窃盗（自動車盗）等事件の検挙・解決について

捜査第三課が、茨木、寝屋川及び高槻の各警察署並びに京都府警察、兵庫県警察及び茨城県警察と合同で、2府4県下において、標記事件を組織的に敢行していた被疑者12人を逮捕・送致し、窃盗（自動車盗）等事件157件、被害総額約8億7,469万円相当を解決した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 他府県警察とも連携しながら、緻密な捜査によって悪質な事件を検挙していただいた。この種事案を根付かせないためにも、今後も尽力願いたい。

(4) 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部執行委員長らによる威力業務妨害事件の検挙について

警備部、西成警察署等が、標記事件につき、11月21日、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部執行委員長ら被疑者4人を検挙（通常逮捕）した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、77件の行政処分を決定した。

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分2件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

- (3) 「古物営業法」の一部改正に伴う処分基準の一部改正について

古物営業法の一部が改正されたことから、同法に基づく処分基準の一部改正について上申があり、可として決裁した。

- (4) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、被害者と加害者の間に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号。以下「改正規則」という。）による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条前段に規定する関係が認められるが、改正規則による改正前の規則第10条第1項に規定する事情があると認め、算定した額を支給することとした。

- (5) 不服申立てに対する裁決について

ア 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、既に当該処分を取り消しており、現時点において、当該処分に係る効力は消滅していることから却下とした。

- (6) 運転免許取消処分取消等請求事件の控訴について

運転免許取消処分取消等請求事件の控訴について上申があり、審議の結果、控訴しないこととした。

- (7) 「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則」の一部改正について

堺警察署阪和百舌鳥駅前交番の北堺警察署管内への移転建替えに伴い、「交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則」の一部改正について上申があり、可として決裁した。

- (8) 警察職員等の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。

(9) 交通規制の実施について

11月中に実施される車両通行止め、一方通行等81か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。

(10) 苦情及び意見要望の受理等について

ア 苦情4件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。

イ 意見要望12件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

監察案件について報告があった。

(2) 面会室の改修等について

被留置者逃走事案の再発防止対策として行う面会室の改修等について報告があった。

(3) 第1四半期における交通死亡事故抑止対策の強化について

第4四半期に引き続き、高齢歩行者の交通死亡事故が多発する傾向にあることから、第1四半期においても高齢歩行者に重点を置いた、3Eの原則（交通安全教育・広報、交通指導取締り及び道路交通環境整備）に基づく諸対策を強化する旨の報告があった。

(4) 第9回警察署協議会委員の改選について

平成31年に行われる第9回警察署協議会委員の改選概要について報告があった。

(5) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

11月5日から11月11日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(6) 行政文書公開請求の受理について

当公安委員会に対し、大阪府情報公開条例に基づき、行政文書公開請求1件がなされた旨の報告があった。

以 上